

Title	オーストリアにおける事業所レベルを超えた労働者利益代表の意義と機能
Author(s)	水島, 郁子
Citation	阪大法学. 2010, 60(4), p. 59-88
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55267
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

オーストリアにおける事業所レベルを超えた 労働者利益代表の意義と機能

水 島 郁 子

- 一 はじめに
- 二 社会的パートナーシップ
- 三 労働組合
- 四 労働者会議所
- 五 おわりに

一 はじめに

オーストリアは中欧に位置する人口約八四〇万人の連邦共和国である。オーストリア労働法は、ドイツのそれと比較的類似して発展してきた。⁽¹⁾すなわちオーストリアでは一九世紀半ばから、労働者保護を目的とする立法を皮切りに、続いて団体的労働関係法が形成され、さらに社会保険法が導入されるという形で展開してきた。民法典を基礎としつつ、職業ごとあるいは問題ごとに個別法で立法化がなされてきたことも、ドイツに共通する。第二次世界

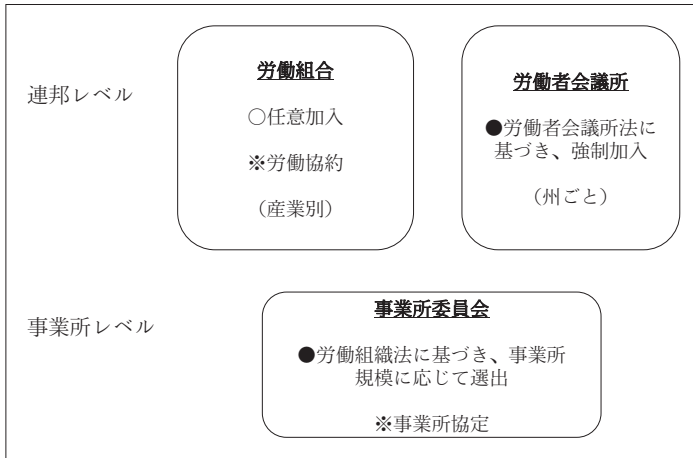
大戦以降のオーストリアにおける労働法分野の法制定・法改正はドイツと比べると少なく、形式面での法規定の整序がすすんでいなかったり、内容面での違いが見られるようになっていたりしている。とはいえ現在においても、基本的な法制度はドイツのそれに近いといつてよいであろう。オーストリアは一九九五年にEUに加盟したことから、ドイツその他EU諸国の労働法との融合・接近は、今後さらに進むと思われる。

本稿が対象とする労働者の利益を代表する組織についても、ドイツとの共通点が見られる。すなわち、日本では労働組合が一般に、企業別に組織されるのに対して、オーストリアやドイツの労働組合は企業を超えて組織される⁽²⁾。労働組合は労働協約を締結することによつても、構成員の利益を代表する。事業所に組織される事業所委員会も、労働者利益代表組織の一つである。この事業所委員会制度はオーストリアにもドイツにも見られるが、日本には見られない。事業所委員会は事業所協定を締結し、事業所レベルないし部分的に企業レベルで、労働者の利益を代表する。オーストリアとドイツの法制度上、労働組合と事業所委員会は完全に区別されているが、実際のところ、労働組合と事業所委員会は相互に密接に係合している⁽³⁾。このことも両国の共通点である。

このように、オーストリアやドイツの労働者利益代表は日本のそれと大きく異なるものであり、日本と対比すれば、両国の利益代表は類似しているといえる。しかしながら、オーストリアの労働者利益代表は、次の三点でドイツと決定的に異なる。これは、ドイツのみならず他のヨーロッパ諸国と比較しても、オーストリアに特有のものである。

第一に、オーストリアには法律上の労働者利益代表が存在する。労働者会議所 (Kammer für Arbeiter und Angestellte, Arbeiterkammer)⁽⁴⁾ は、オーストリアの全労働者の利益を代表する組織であり、労働者は労働者会議所への加入が、法律で義務づけられている。労働者会議所は労働組合と同様、事業所レベルを超えた組織であるが、

図1 オーストリアにおける労働者利益代表（筆者作成）



労働組合への加入が任意であるのに対して労働者会議所への加入は強制されている点が、大きな違いである(図1参照)。利益代表は、まずその構成員の利益を代表するものであるので、全労働者をカバーする労働者会議所の存在意義・役割は、労働法においてきわめて大きい。法律で労働者の加入を強制する労働者利益代表は、ヨーロッパ諸国においても珍しく、同様の労働者会議所はルクセンブルクとドイツの二つの連邦州(ザールラント、ブレームン)で見られるのみである。

第二に、オーストリアでは第二次世界大戦後、労働者と使用者が対立するよりはむしろ、現存の諸問題を協調的な方法により解決することを試みるようになったことである。利益代表らは基本的に、自らの目的が達成された場合に、相手方にとって重要な事柄について譲歩する用意を示すようになった。その後も労使の協調路線が徹底している。このような思想は、次に述べる社会的パートナーシップの精神としてあらゆるレベルにおける労働関係に浸透している。そのため、オーストリアでは争議行為はほとんど見られないし、争議行為のもつ意味も、ドイツとは異なっている。⁽⁶⁾

第三に、協調的な労使関係が、社会的パートナリシップ (Sozialpartnerschaft) の基礎をなしていることである。社会的パートナリシップは一種の「コーポラティズム」であるが、政府も加わり協働して、社会・経済上の諸問題に幅広く取り組んでいる。社会的パートナリシップの担い手 (社会的パートナー) は、労使双方の会議所と労働組合である。労働者が労働者会議所への加入を義務づけられているのと同様、使用者は商工会議所 (Wirtschaftskammer) への加入が法律により義務づけられている。社会的パートナーは立法にも深く関与し、その影響力はきわめて大きい。オーストリアの労働者利益代表は、労使関係における利益代表にとどまらず、労働関係全般、さらには社会政策・経済政策においても労働者側の利益を代表している。

オーストリア労働法は、このような独特な労働者利益代表によって支えられており、その意義や機能を明らかにすることはオーストリア労働法の理解のためにも重要である。以下、本稿では社会的パートナリシップに言及したうえで(二)、事業所レベルを超えた二つの労働者利益代表、すなわち、任意加入の労働組合(三)と強制加入の労働者会議所(四)の意義と機能を考察する。

二 社会的パートナリシップ

1 憲法上の根拠

社会的パートナリシップないし社会的パートナーは、政治学もしくは社会学の専門用語として、また一般用語として用いられるにとどまらず、連邦憲法上承認された概念である。

二〇〇八年の連邦憲法改正により、「自治」⁽⁸⁾の章が新たに第五章に設けられ、地方公共団体(連邦憲法一一五条以下、旧第四章)とその他の自治(一一〇a条以下)が規定された。後者に関し、連邦憲法一一〇a条一項は、「独

占的にもしくは主として共通する利益のために共同して処理されることが適當かつ適切である公的任務を独立して遂行するために、法律により自治組織を構成することができる。」と規定し、地方公共団体以外の、属地によらない自治組織の結成を承認している。さらに同二項は、「共和国は社会的パートナーの役割を承認する。共和国はその独立性を尊重し、自治組織の設置により社会的パートナーシップに基づく対話を促進する。」と述べる。

同条は、どのような組織が自治組織に該当するのかについて明言していない。しかし少なくともこれらの条項が、これまで社会的パートナーとしての役割を果たしてきた会議所を念頭においていることは明らかである。よって、連邦憲法改正により、会議所が憲法上の根拠を持つ自治組織であることが承認されるとともに、国がその独立性を尊重し、社会的パートナーシップを促進する立場をとることが示されたといえる。

問題となるのは、これまで社会的パートナーとして、会議所だけでなく労働組合も機能してきた点である。労働組合は法律に基づき設立され組織されるものではなく団結体 (Koalition) であり、また公的任務を遂行する役割があるかという点でも、自治組織と見ることには違和感がある。労働組合が連邦憲法一二〇 a 条一項にいう自治組織に含まれるかは、明らかでない。⁹⁾ 政府草案は当初、同条項の自治組織を法律により設立される組織に限定していたが、強い批判を受け、条項に具体化することを避けた。その結果、労働組合が憲法上の根拠を持つ自治組織であり、かつ憲法上社会的パートナーであることが認められるか否かの問題は、先送りされた。もちろん労働組合が連邦憲法一二〇 a 条の自治組織に該当しないと法的に判断されたとしても、それは労働組合が同条に基づく憲法上の根拠や保障を欠くにとどまり、労働組合を社会的パートナーから排除することにはならない。

2 社会的パートナーシップの展開

(1) 社会的パートナーシップの定義

社会的パートナーシップは、前述1のとおり現在では連邦憲法上承認されているが、その定義は憲法上明らかではない。社会的パートナーシップは、第二次世界大戦後にみられる任意的でインフォーマルで全体的な絆であり、そこでは大きな経済的利益団体が相互に、かつ政府と、経済・社会政策の全領域について協働する⁽¹⁰⁾。大きな経済的利益団体とは具体的には、オーストリア商工会議所(連邦商工会議所)、連邦労働者会議所、オーストリア農業会議所、オーストリア労働組合総同盟の四者である。すなわち連邦レベルの会議所と労働組合が、社会的パートナーを担っている。これに政府が加わった政労使の三者で利益を調整するモデルが、社会的パートナーシップである⁽¹¹⁾。社会的パートナーシップは、調和的民主主義システムの中心要素として、またコーポラティズムの一つのモデルとして、位置づけられる⁽¹²⁾。

(2) 社会的パートナーシップの形成と展開

一九四五年にオーストリアはドイツ(第三帝国)からの独立を果たすが、当時の経済はほとんど壊滅しており、経済・社会政策上の問題に緊急に対応する必要がある。そこでまず一九四五年にウィーン商業会議所とウィーン労働者会議所による合同の委員会が設けられた。州レベルではあるが、社会的パートナーシップの先駆けといえる。その後、連邦レベルで労働者会議所と労働組合、商工会議所と農業会議所の協力関係がそれぞれ築かれた。

さて、政府は第二次世界大戦後のインフレーションを阻止すべく物価・賃金統制を行ったが、効果はあらわれなかった。そこで労働組合も商工会議所も、政府に任せるのではなく、利益代表が協働して賃金・物価規制を行うことを選択した⁽¹³⁾。そのために、一九四七年に会議所と労働組合総同盟による常設の経済委員会が設立され、社会的

パートナースHIP組織化の第一歩となった。経済委員会は、経済再建のためにはまず生産を立て直さなければならぬとの考えから、農業生産物価水準の引き上げに着手した。これは賃金・物価協定として締結され、一九五一年まで毎年、協定が改定・締結された。労働組合が、賃金政策を超えて経済政策に積極的に関与したということ、目の労働者の利益に拘泥するのではなくまずは農業生産物価水準の引き上げに合意するという協調的立場をとったことが、特徴的である。社会的緊張や衝突に妨げられることのない迅速な経済発展のために、経済復興の負担を大體において「公正」だと受け入れられる方法で相対的に「均整のとれた」政策が、選択されたのである。¹⁴賃金・物価協定は経済委員会内の合意にとどまらず、財務省によって承認され、内務省によって告示された。¹⁵

一九五一年に経済委員会は、連邦首相が議長を務める経済理事會に改組された。経済委員会が当事者の自由な合意に基づいて設立されたインフォーマルな組織であったのに対して、経済理事會の設置は法律に基づくものである。しかし政府と利益代表が協働し、国家の意思形成・決定過程に利益代表が影響を与えることをフォーマルに認めてよいかについては、法的に問題があった。¹⁶そのため、再度インフォーマルな組織が形成される。

一九五七年に内閣の要請を受ける形で、法律に基づかない対等委員会が設立された。対等委員会は物価・賃金政策に取り組み常設の委員会で、委員会を構成する各利益代表が「対等に」それぞれの利益を代表する、対等委員会は、法律に基づかないインフォーマルな組織であり、理論的にはきわめて脆弱で不安定である。そもそも内閣の要請も一九五七年末までという期限つきのものであった。¹⁷とはいえ、この対等委員会には連邦首相ならびに経済関連の各大臣が出席し、賃金・物価政策にとどまらず立法に関する事項にまで意見交換・交渉がなされ、現在に至るまで何十年にもわたって数多くの報告や専門的意見が示されている。¹⁸経済・社会政策や経済・社会分野にかかる立法は、社会的パートナーによる対等委員会およびその下部組織である審議会・部会¹⁹における審議・決定が重要な役割

表 近年の国民議会選挙における主要政党の得票率

	緑の党	オーストリア 社会民主党	オーストリア 国民党	オーストリア 自由党	オーストリア 未来同盟
	環境保護	中道左派	中道右派	極右	極右
1999年	7.4%	33.2%	26.9%	26.9%	2005年結成
2002年	9.5%	36.5%	42.3%	10.0%	
2006年	11.1%	35.3%	34.3%	11.0%	4.1%
2008年	10.4%	29.3%	26.0%	17.5%	10.7%

を果たしており、社会的パートナーシップは、オーストリア社会民主党の単独ないし連立政権下で、長らく安定していた。

もっとも一九九〇年代になると経済の発展状況や国際化、政治スキャンダルから社会的パートナーを支える会議所システムに対する疑問が生まれてきた⁽²⁰⁾。さらに企業の資本主義・自由主義的傾向やEU加盟は、オーストリアがこれまで指向してきたコーポラティズムとは逆の方向に作用した。利益代表による対等の決定という方式は維持されたものの、妥協点に至ることが困難になり、成果は減少した。社会的パートナーを軸とする政治手法に疑問が持たれ始め、それは会議所選挙の投票率の低下⁽²¹⁾につながり、ひいては政権交代を引き起こした。

一九九九年の国民議会選挙で、与党である社会民主党は第一党となる議席を獲得した(表参照)。ところがオーストリア国民党が社会民主党との連立を解消し、オーストリア自由党と初めて連立を組み、中道右派・極右政権が誕生した。同政権は労働者会議所法を改正し労働者会議所改革に取り組むなど、経済重視の姿勢を見せた⁽²²⁾。社会的パートナーとの関係では、従来のように妥協点を模索することを求めず、多数決原理にしたがって法制定・改正を行い、政府草案に対して意見を求めないなど、社会的パートナーを軽視し、政府主導の方針をとったため、社会的パートナーシップは動揺した⁽²³⁾。経済重視の方針は商工会議所にとって望ましいものであるようにも思われるが、むしろ商工会議所は社会的パートナーシップ

の存続を重視した。政府に対する反発は、二〇〇三年に大ストライキとなって現れた。これは対政府の闘争であり、労働者と使用者の関係を悪化させたり負担を生じさせたりするものではなかった。⁽²⁴⁾ 中道右派・極右政権下ではとりわけ、労働・社会立法をめぐり混乱が生じたが、二〇〇六年の国民議会選挙で社会民主党が議会第一党の座を奪回し、再び国民党と連立を組んだことによって、社会的パートナーの重視という従来の方針に戻り、⁽²⁵⁾ 混乱の解消へとつながっている。

3 社会的パートナーの役割

労働者利益代表と使用者利益代表が社会的パートナーとして協働するが、前述2のとおりその役割は労使間の交渉や労働協約の締結に限定されるわけではない。もちろんこれも社会的パートナーの重要な役割ではある（労働協約等については後述三を参照）。

社会的パートナーは、インフォーマルな対等委員会を通じて経済・労働・社会分野の立法・政策に深く関与している。対等委員会のみならずその下部組織や、経済社会問題審議会においても、社会的パートナーは意見交換や交渉、審議を行っている。いずれのレベルにおいても対話が基本となり、望ましい妥協点を見出すべく協働する。

社会的パートナーはそれ以外にも、政治システムに関わっている。⁽²⁶⁾ 立法分野では、法案に対する意見表明権や提言権が与えられている。行政分野でいえば、社会的パートナーは数多くの審議会や委員会に参加している。さらに司法関連では、労働・社会裁判所への非職業裁判官の推薦や派遣、カルテル裁判所の陪席も行っている。また、社会保険団体に代表を送っており、社会保障分野にも携わっている。これらにとどまらず、インフォーマルな交渉や問題解決のために、社会的パートナーは機能している。

1 法的根拠

オーストリアの憲法において、集会・結社の自由は、国家基本法一二条ならびに欧州人権条約一条に定められている。後者では、集会・結社の自由に労働組合を結成し加入する権利が含まれることが明記されている。結社の自由ならびに団結権は、オーストリア憲法上保障されている。しかし、団体行動権や争議権まで憲法上明文で保障されているわけではない。欧州裁判所は、欧州人権条約一条に団体行動権や争議権が含まれることを示唆している。⁽²⁸⁾

労働法において意味を持つのは憲法上保障される結社・団体のうち、労働協約を締結することが認められている団体である。オーストリア労働法には労働組合に関する直接の法規定はなく、労働組織法上、労働協約締結能力が認められている組織のうち(後述3(1)も参照)、任意加入の労働者職業団体が、労働組合ないし団結体を意味する。任意加入であることは、強制加入である法律上の利益代表、すなわち会議所と対比される。

任意加入の職業団体は、労働者側にも使用者側にも結成されうるが、労働協約締結能力が認められるためには、次の四つの要件を充たしていなくてはならない(労働組織法四条二項)。すなわち第一に、規約において、効力範囲内の労働条件の規制を目的としていること、第二に、使用者もしくは労働者の利益を代表することに向けられた目標において一の専門的・空間的に広範な効力範囲で活動していること、第三に、構成員数および活動範囲から重要な経済的意義を有するといえること、第四に、使用者もしくは労働者の利益を代表するに際して相手方から独立していること、である。この要件を充たす、労働者によって組織される自由な団結体が、労働法上の労働組合であ

るといえる。

この四つの要件のうちオーストリア法に特徴的なのは、第二と第三の要件である。すなわち、労働協約締結能力は影響力のある大きな団結体にのみ認められ、少人数による労働者の団結体には認められない。したがってこれら小さな団結体に憲法上の団結の自由が保障されていると言えても、小団結体を労働法上の労働組合と見ることはできない。

労働協約を締結するには団結体が法人格を備えていなくてはならない。さらに任意加入の職業団体にあつては、前記の四要件を充たすことに加え、連邦合同局の承認が必要である。この承認は、当該団体の申し出により、法律上の利益代表（労働組合の場合は労働者会議所）に意見聴取をした後、なされる（労働組織法五条）。要件や承認が必要とされるのは、後述3（2）のとおり労働協約に規範的効力が認められているためと理解できるが、これにより新たな労働組合設立は、理論上は可能であるが事実上は不可能に近い。それどころか以下2で述べるように、オーストリアではナショナルセンターが独占的な地位を占めている。

2 特徴、実態と役割

オーストリアでは一九四五年に設立されたオーストリア労働組合総同盟が、事実上唯一の労働組合として独占的な地位にある。⁽²⁹⁾労働組合総同盟は、超党派のナショナルセンターであるが、労働者は直接労働組合総同盟に加入し、勤務している企業の業種にしたがって専門別組合に割り振られる。専門別組合は当初一六あったが、統合によって二〇〇六年には一三組合になった。近年、統合はさらに進み現在は七組合にまとめられている。これらの専門別組合は労働組合総同盟の下部組織（機関）にすぎず、それ自身法人格を有しない（したがって労働協約締結能力も認められない。ただし後述3（1）を参照）。主要な専門別組合は、民間職員・印刷・報道・製紙労働組合（約二十七万人、

二〇〇八年末、以下同じ)、公勤務労働組合(約三万人)、金属・繊維・食品労働組合(約二二万人)である。⁽³⁰⁾労働組合総同盟の組織はきわめて中央集権的であり、専門別組合はその運営と財政を、労働組合総同盟によって管理されている。⁽³¹⁾労働組合総同盟の総組合員数は、一二四万人であり(二〇〇八年)、若干減少傾向にある。組織率は約四割である。

労働組合総同盟の主要な役割は、労働協約の締結、社会政策・労働事項に関する立法への関与・意見表明、経済・社会的パートナーシップを通じた事業所レベルを超えた共同決定、組合員に対する支援である。⁽³²⁾労働協約の締結は、後述3(2)のとおりオーストリアのほぼすべての労働者に影響するものである。前述1のとおり争議権が憲法上保障されているかどうかは明らかではないが、少なくとも正当な争議行為は刑事責任を免れる。とはいえ実際に争議行為が行われることは極めてまれである。商工会議所による統計資料によれば、一九九八年から二〇〇七年のうち六年はストライキが一件も確認されていない。⁽³³⁾またストライキがあった年も、二〇〇三年を除き、労働者一人あたりのストライキ時間は年間一分前後にとどまる。二〇〇三年は歴史に残る大ストライキが展開されたが、その争点は年金給付削減と民営化に対する反対であり、前述二2(2)のとおりいわば政府に向けられた闘争であった。使用者との交渉にあたり争議行為を手段とする方法は、オーストリアではほとんど選択されない。

労働組合総同盟は労働者会議所と人事の面で密接な関係がある。⁽³⁴⁾また事業所委員会の委員の大半は組合員である。⁽³⁵⁾さらに労働組合総同盟の幹部の大半は、政府与党である社会民主党と深く関係している。労働組合総同盟は超党派の組織であるが、実際には社会民主党と強い結びつきがあり、さらに労働者会議所や事業所委員会とも協力関係を築きやすく、それゆえ労働組合総同盟は、労働・社会政策や労使関係に大きな影響力を及ぼしている。

3 労働協約締結

(1) 労働協約締結当事者

使用者団体と交渉し労働協約を締結することは、労働組合の重要な役割の一つである。労働協約は、労働協約締結能力のある使用者団体と労働者団体の間で書面により締結される約定である（労働組織法二条一項）。労働協約締結能力は、法律上の利益代表、任意加入の職業団体と、労働協約締結能力ある組織に属さない一定の使用者団体に認められる（四条）。そのほか特別法により、機関や企業に労働協約締結能力が認められることがあるが、もっぱら使用者側についてである。⁽³⁶⁾

労働者側で労働協約締結能力があるとされるのは、法律上の利益代表である労働者会議所と、任意加入の職業団体である労働組合（要件等については前述1を参照）である。しかし実際に労働協約を締結しているのは、労働組合総同盟と専門別組合である。

まず、労働者会議所が労働協約を締結しない理由の一つは、労働組織法が、労働協約締結にあたり労働組合の優位を定めていることによる。すなわち同法は、任意加入の職業団体（すなわち労働組合）が労働協約を締結する場合に、法律上の利益代表（すなわち労働者会議所）は労働組合の組合員に関して、当該労働協約の効力期間、当該労働協約が妥当する範囲について、労働協約締結能力を失うとする（八条）。法律上、労働者会議所が労働協約締結能力を失うのは一定の範囲に限定されており、したがって労働者会議所が非組合員についてあるいは労働協約が締結されていない事項について労働協約を締結することは、理論的に可能である。しかし、後述(2)のとおり原則的に非組合員にも労働協約の効力が及ぶことから労働者会議所が労働協約を締結する実益がないこと、労働組合総同盟が締結する労働協約によって集団的に規制すべき労働条件のほとんどがカバーされていること、さらに集団的に

規制すべきであるが労働協約によってカバーされていない事項があったとしても労働者会議所は自ら労働協約を締結するのではなく労働組合に委ねるであろうことから、労働者会議所自身が労働協約を締結することはほとんど想定できない。実際これまで、労働者会議所は労働協約を締結していない。それゆえ、労働者側で労働協約締結当事者として意味を持つのは、労働組合に限定される。

次に、労働協約を締結する当事者は法人格を備えていなければならないことから、労働組合総同盟の下部組織にすぎず法人格を有しない専門別組合は、労働協約を締結できないはずである。しかし実際には労働組合総同盟内部で授權され、各専門別組合は「労働組合総同盟のために」「労働組合総同盟の名前で」労働協約を締結する。これは毎年の賃金額のような専門別・産業別に規制されるべき労働条件について妥当する。労働者全般に関係する労働条件についてはもちろん、労働組合総同盟が労働協約締結当事者となる。

使用者側では、法律上の利益代表である商工会議所（専門別組織・専門別団体）が独占的に労働協約の締結を行っている。³⁷⁾ 自由業の職種においてわずかな例外があるのみである。

（2）労働協約の効力

労働協約においては、労働協約締結当事者の法的権利・義務（債務的部分）とならんで、労働者と使用者の権利・義務（規範的部分）が取り決められる（労働組職法 一条二項参照）。債務的部分は労働協約締結当事者間の約定にすぎない。他方、規範的部分は、賃金その他の労働条件などが労働協約締結当事者によって規制され、それが個々の労働関係を法的効力を及ぼす。

原則的に、労働協約に服するのは、労働協約の専門的、空間的、人的適用領域内にある、労働協約締結当事者に属する使用者および労働者である（八条一項）。すなわち、労働協約が専門別・産業別もしくは地域別に定められて

いる場合にはその範囲内³⁸⁾で（そのような定めがない場合には全体的に）、商工会議所の会員である使用者および労働組合の組合員である労働者は、当該労働協約の適用を受ける。労働協約の規範的部分も、労働協約の専門的、空間的、人的適用領域内において法的効力を有する（二二条一項）。この規範的効力は、個々の労働者や使用者の意思にかかわらず直接これらの者を拘束する。

さらに労働組織法は、アウトサイダー効力として、労働者が労働協約に服さない場合、すなわち非組合員（アウトサイダー）であっても、労働協約に服する使用者に雇用される労働者には労働協約の効力が及ぶとする（二二条一項参照）。つまり非組合員に労働協約が拡張適用されるわけであるが、その仕組みは次のように説明できる。すなわち、労働協約は原則として、労働組合総同盟と商工会議所の間で締結される。専門別に労働協約が締結されることもあるが、いずれの場合であっても、労働者の側では組合員に法的効力が及ぶことはいうまでもない。他方、使用者の側では商工会議所に属する使用者、すなわち原則的にすべての使用者が労働協約に服する。そしてアウトサイダー効力により、労働協約の適用を受けるこれらの使用者に雇用される労働者に、言い換えれば原則的にすべての労働者に、労働協約が適用される。このような法制度により、オーストリアでは労働協約適用率が一〇〇%近くに達している。このことはオーストリアにおいて労働組合の存在・役割がきわめて重要であることを再認識させる。

四 労働者会議所

1 法的位置づけ

(1) 現行法に至るまでの経緯

労働者会議所は法律に基づく、労働者を代表する組織である。労働者会議所が設立されるのは一九二〇年になっ

てであるが、一八四八年に使用者を代表する組織として、現在の商工会議所の前身である商業會議所が設立され、後には帝国議会に議員を送出するなど、強い影響力を有した。これに対抗する労働者利益代表組織を求めて労働組合運動が繰り広げられたが、法制定に至らなかった。第一次世界大戦後、ロシア革命やチェコの社会民主主義運動も後押しとなり、再度労働者會議所設立を求める労働運動が展開された。一九二〇年制定の労働者會議所設立法により、労働者會議所の設立が認められ、商業會議所と同格の労働者利益代表が実現した。⁽⁴⁰⁾

しかし、一九三三年にファシズム政権になると、労働者會議所の民主的機能が奪われ、労働者會議所の本来の意義が失われた。そして、オーストリアがドイツ(第三帝国)に統一されたことにより、一九三八年に労働者會議所は一旦解散した。

ドイツからの独立を果たした一九四五年に労働者會議所再設立法(一九四五年労働者會議所法)⁽⁴¹⁾が制定され、労働者會議所が復活する。同法の規定は必ずしも十分なものではなかったが、労働者會議所の権限・機能や組織については、現在と大きく変わらない。その後、一九五四年労働者會議所法により法規定が整備された。大改正をともなって制定された、一九九一年労働者會議所法(以下、労働者會議所法とする)⁽⁴²⁾が、現行法である。

(2) 法的根拠および性格

二一で述べたとおり、連邦憲法に明記されていないものの、労働者會議所は憲法により承認された属人的な自治組織である。労働者會議所は法律によって設立され、国家の監督に服し、その権限・機能や構成主体、組織、財政は法律によって定められ、その枠内で自治が許される。

現在の労働者會議所は、労働者會議所再設立法に根拠を有し、その権限・機能や組織は労働者會議所法によって規律されている。労働者會議所は州ごとにおかれ、それらが連邦労働者會議所を形成する(労働者會議所法三条二

項)。各州の労働者会議所、連邦労働者会議所のいずれも、公法上の団体である(二三条一項)。労働者会議所は、労働者の社会的・経済的、職業的、文化的利益を代表し、促進する組織である(一条)。第一次的には労働者の利益を代表する組織であるが、かつて労働者であった失業者や年金受給者の利益も代表するものとされている(四条一項)。

2 構成主体

(1) 会員資格

労働者会議所の会員資格は、労働者会議所法により定められている(労働者会議所法二〇条一項)。労働者会議所の会員となるのは、すべての労働者である。

労働者会議所法の労働者は、個別的労働関係法上の労働者(狭義の労働者)よりも広く理解されており、同条項列挙の以下の者を含む。すなわち、失業者(直近の労働につき失業保険の加入義務があり、これまで二〇週間以上労働者会議所の会員であった者、一号)、連邦、州、地方公共団体の事業、施設、財団もしくは基金に勤務する労働者(労働関係が契約によるものだけでなく任命によるものも含む、二号)、二号以外の公法上の団体に勤務する労働者(三号)、労働組合および労働者会議所の会長ならびに管理職員(四号)、常時六人以上が就業している、製材場、木材加工場、製粉場、酪農場に勤務する労働者(五号)、家内労働者(六号)、一般社会保険法四条四項にいう自由就業者(非従属的に労務を提供する者。僅少就業である場合や失業した者で一号に相応する場合を含む、七号)である。労働契約を締結し現に雇用関係がある者だけでなく、失業者や自由就業者も含むのが特徴的であるが、失業者については現行の労働者会議所法により、自由就業者については二〇〇七年改正法により、会員に含められた。労働者会議所の会員がこのように定められていることは、労働者会議所が商工会議所と対置されている組織であ

ることと一致し、資本・経営と対置される広義の労働者を労働者会議所が代表していることがわかる。そしてこれは、会員資格が、物的会社（株式会社など）の経営者、役員や理事、人的会社で企業の経営に重要な影響力を行使する権限を常時有する管理職員に与えられていないこと（一〇条二項二号）と整合する。また、医師や薬剤師、弁護士、弁理士、公証人なども労働者会議所の会員から除外されるが（一〇条二項三号、四号）、これらの者は資本・経営と対置されるわけではない。そのため労働者会議所ではなく、医師であれば医師会議所、弁護士であれば弁護士会議所に属することになる。これら自由業の会議所は、職業的身分を代表する団体であり、労働者会議所とは性格を異にする。

（2）会員の権利

労働者会議所法には、会員の権利として、選挙権、情報提供を受ける権利、法的助言ならびに法的保護を受ける権利、提案権、請願権が規定されている。

選挙権は、労働者会議所総会（「労働者議会」とも呼ばれる）の選挙権ならびに被選挙権を指す（一一一条）。選挙は五年に一回行われ代議員が選出される。⁽⁴⁵⁾すべての会員に選挙権が付与されている。ただし、後述（3）の会費納入が免除される失業者等は、申し出をすることにより選挙人名簿に登録される。⁽⁴⁶⁾選挙権を有するのは労働者会議所の会員に限られるが、とはいえ徒弟や若年労働者も含むすべての労働者が対象になることから「大きな選挙」とオーストリアでは位置づけられている。⁽⁴⁷⁾労働組合と異なり労働者会議所は強制加入であるため、会員数の伸びが労働者会議所の支持を意味するものではない。そこで労働者会議所は選挙結果、とりわけ投票率に強い関心を持っている。⁽⁴⁸⁾二〇〇九年の選挙の投票率は四三・八%で、前回（二〇〇四年）の四八・八%、前々回（一九九九～二〇〇〇年）の四九・一%を大きく下回った。投票率からはやや労働者会議所離れの傾向がうかがえる。⁽⁴⁹⁾得票率では、社会民主

会派が過半数を維持し、圧倒的な強さを保っている。被選挙権は、一九歳以上で直近二年間に六カ月以上会員であった者に認められる。

情報提供を受ける権利は、労働者会議所の活動領域に属する事項につき労働者会議所の組織に対して行使されるものである（一二三条）。

法的助言ならびに法的保護を受ける権利（一四四条）は、選挙権とならんで会員の重要な権利である。労働者会議所は、労働法ないし社会保障法に関する事項につき、会員に対して助言を行い、また訴訟における代理人として法的側面で会員を保護する（七条一項）。会員は無料で、専門家による助言や保護を受けられる。少なからずの労働問題は労働者が退職後に表面化し、また訴訟に至るケースも多くは退職労働者であるが、前述（一）のとおり、一定の要件を満たす失業者は退職後も労働者会議所の会員資格を保持するので、退職後も労働者会議所による訴訟支援を受けられることができる。

提案権は、少なくとも一五〇〇人の選挙人によって、労働者会議所総会に対して書面で行使される（二五条一項）。提案がなされた場合、労働者会議所総会はそれについて採決しなくてはならない（一五条二項）。請願も労働者会議所総会に対して書面でなされるが、請願権は一五〇人以上の選挙人で行使できる（二六条一項）。請願に対して、労働者会議所総会は採決すべき義務を負わない。

（3）会員の義務

会員は、会費の支払義務を負う（一七条一項）。職業訓練生と失業者は、会費の支払いが免除される（一七条二項）。育児休業中の者や兵役・兵役代替勤務のために職務に就いていない者も、会費を支払わなくてよい。低所得の者（僅少労働従事者）も会費負担が免除される。ウィーン労働者会議所では八一・四万人の会員のうち一九・三万

人が会費免除者である(二〇〇九年)⁽⁵⁰⁾。四人に一人が会費を負担していないことになるが、労働者会議所としてはこのことをとくに問題視していないとのことであった。⁽⁵¹⁾

会費の額は、法律によって定められるのではなく、労働者会議所総会で決められる。ただし会費料率は、法定医療保険における標準報酬を基礎としてその〇・五%を超えてはならないとされる(六一条二項)。法定医療保険における二〇一〇年の標準報酬月額(賞与を含まない)の上限は四一〇ユーロであり、したがって、会費月額は、二〇・五ユーロが上限となる。ウィーン労働者会議所における会費の平均月額は八・九六ユーロである。⁽⁵²⁾

会費は、賃金から控除される。使用者は会費納入義務を負う労働者の賃金から、会費を控除すべき義務を負う。使用者は社会保険料とともに会費を控除し、社会保険者に納入する。すなわち労働者会議所の会費は、使用者と社会保険者が労働者会議所に代わって、労働者から徴収している。このように社会保険のシステムを用いていること、会費が社会保険料といわば同等の位置づけを与えられていることが特徴的である。⁽⁵³⁾

ウィーン労働者会議所だけで年間会費収入は八七〇〇万ユーロを超えており、このような潤沢な財源が会員に対する種々のサービスを可能にしている。労働者会議所は会員からの会費収入によって運営されており、公費投入は行われていない。

3 労働者会議所の権限・機能

労働者会議所が労働者の利益代表としての職務を果たすために、具体的には以下の事項について権限が認められている(労働者会議所法四条二項)。すなわち、法案に対する意見表明や立法機関への報告・提言(一号)、行政機関への提言・報告や行政規則に対する意見表明、法に基づく国家行政への関与(二号)、法の範囲内での、団体等への代表者の派遣や派遣者の提案(三号)、労働関係に関わる、あるいは労働者やその家族の経済的・社会的地位の向

上に寄与するあらゆる措置、同目的に資する施設の創設、管理ならびに支援（四号）、教育、文化、環境保護、消費者保護、余暇形成、健康保障・健康促進、住居関係ならびにフルタイムでの就業促進にかかる措置、施設の創設・管理ならびに支援（五号）、物価の決定など経済運営にかかる措置（六号）、労働者の状況にかかる学術調査および研究の遂行（七号）、労働者の利益に関わるあらゆる事項についての情報提供（八号）、労働者会議所総会の代議員候補者グループの活動の支援（九号）、鑑定・提案およびその他の法定共同権による国際関係における労働者の利益の擁護、外国および国際的な組織ないし団体との関係の保持（一〇号）である。

さらに労働者会議所は、職場を訪問するなどして労働法、社会保険法および労働者保護法の各規定が遵守されるよう監視する権限がある（五条一項）。また前述2（2）の会員の法的助言ならびに法的保護を受ける権利に対応して、労働者会議所は会員に対して法的助言ならびに法的保護を行うべき義務を負う（七条一項）。労働組合や事業所委員会に対する助言や支援、協働も、労働者会議所の任務である（六条）。以上に加えて労働者会議所は、法により委託された国家行政の任務を引き受ける権限がある（八条）。

右の労働者会議所の権限・機能は、以下の四点に特徴づけられる。第一に、労働者会議所が国に対して労働者の利益を代表する組織として積極的に関与することである。労働者会議所は立法機関、行政機関に意見を述べるなどして関与するが、それだけでなく労働組合の提案に基づいて非職業裁判官を労働・社会裁判所に派遣することによって、司法機関にも関わっている。第二に、労働・社会保障法に関わる事項だけでなく、教育、文化、環境保護など労働者やその家族の、労働以外の生活に関わる事項にも広く関与している。第三に、労働者会議所は、労働法、社会保障法、税法、消費者法などの専門家を多数擁し、連邦省や大学とも共同して学術調査・研究を行っていることである。これにより、会員や労働組合に専門的かつ適切な助言をすることが可能となっている。第四に、会員に

対する充実したサービスである。一般的な情報提供は、会員宅に郵送される月刊誌（年一〇回発行）や情報パンフレットによって行われる。これらはインターネット上にも公開されている。情報パンフレットは、労働契約や労働時間、退職金や企業年金といった労働問題のみならず、医療保障、さらには旅行の計画やコンピューター購入に役立つ情報といったものまで多様である。重要な情報については、ドイツ語のみならずトルコ語やボスニア・クロアチア・セルビア語でもパンフレットが印刷されている。法律相談（法的助言）は、面談、電話、書面もしくはメールで行われるが、電話相談が圧倒的に多い。⁽⁵⁵⁾ 法律相談も、ドイツ語以外の言語での対応も行っているとのことである。⁽⁵⁶⁾ 労働問題が法律相談で解決できない場合には、訴訟支援も行う。もちろんその際、訴訟を提起する十分な理由があるかが労働者会議所によって専門の見地から判断される。勝訴の見込みがある場合には、労働者は費用の心配なく労働者会議所の支援を受けることができる。

4 労働者会議所と労働組合の関係

労働者会議所も労働組合も、事業所レベルを超えた労働者を代表する組織である点で一致する。三二五万人の労働者すべてをカバーする労働者会議所と、一二四万人の組合員を擁する労働組合総同盟（労働組合）との間で、競争関係や衝突・摩擦が生じていても不思議ではない。しかし、労働者会議所と労働組合は強い協力関係にある。

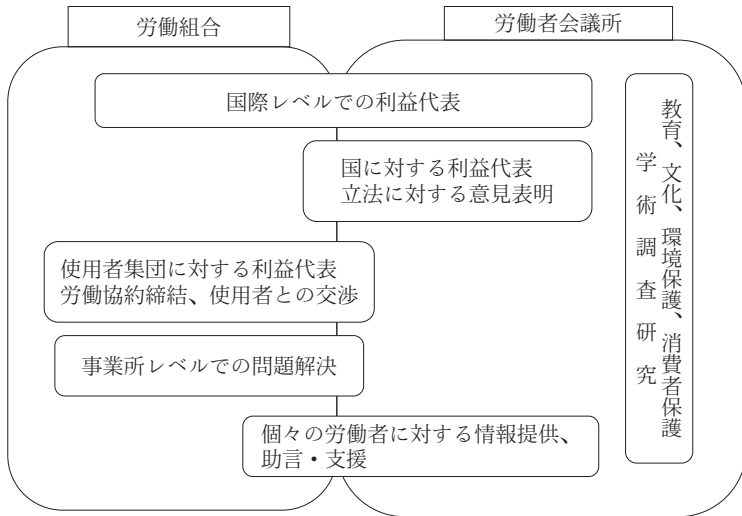
このことは労働者会議所に照らしても明らかである。すなわち前述3のとおり、労働組合に対して労働者会議所が助言し、また労働者の利益促進のために支援、協働することは労働者会議所の任務の一つである（労働者会議所法六条）。実際に両者は競争関係にあるというより、協力（助け合いの）関係にある。⁽⁵⁸⁾ しかし、これは単に法の要請によるものではないことを指摘しておかねばならない。同条は現行法（一九九一年法）制定の際に加えられたが、両者の協力関係はそれ以前から存在し、その実態が現行法において承認されたものであるからである。⁽⁵⁹⁾

競争関係ではなく協力関係にある例として、たとえば前述三三(一)のとおり、理論上は労働者会議所も使用者団体と労働協約を締結しうるが、労働者会議所はこれまで労働協約を締結したことはなく控えめな立場を保持している。しかし、労働者会議所が労働協約に対して無関心というわけではなく、労働協約締結に先行する賃金交渉などの団体交渉において後方から労働組合をサポートしている。前述三のとおり、労働者会議所は多数の専門家を擁しておりこのような支援が可能である。このように専門家の支援を労働組合が受けられる例は、他のヨーロッパ諸国においてはあまり見られない。

しかし労働者会議所が労働組合を支援し、場合によっては抑制的な立場をとったとしても、労働者の行動いかんによっては労働者会議所が労働組合を弱体化させることにもなりかねない。労働者が自らの利益を代表してくれる組織として、また労働問題が生じたときに助けを求める機関として、労働者会議所を信頼し、かつ労働者会議所で足りると考えれば、労働者は労働組合に加入しないかもしれない。付言するならば、労働組合に加入すれば労働者は組合費の支出を余儀なくされるし、前述三三(二)のとおりオーストリアでは労働協約の適用を受ける使用者に雇われる労働者(組合員のみならず非組合員も含む)に労働協約の効力が及ぶため、労働組合に加入すれば労働協約の適用を受けられるというメリットもない。前述三のとおり労働者会議所による労働者向けサービス、サポートは充実していることから、わざわざ労働組合に入る必要はないようにも思われる。

少なくとも現在までは、労働者会議所の存在が労働組合を脅かすものにはなっていない。それは労働者会議所と労働組合が強い協力関係と信頼関係で結ばれていること、両者が協働することによってより労働者の利益促進が図られると理解されていることが、その理由であろう。個々の労働者のレベルで見れば、労働者会議所と労働組合ではサービスや情報提供の種類が異なるので、受けたいサービスによっては労働組合に入る必要があること、労働問

図2 労働組合と労働者会議所の役割分担イメージ (筆者作成)



題に巻き込まれたとき組合員は状況に応じて労働者会議所と労働組合のいずれにも相談できること、事業所委員会との結びつきは労働組合の方が密であり事業所に関わる問題は労働組合に助言を求めるのが適していることなどが、労働組合加入のメリットとして指摘できる。⁽⁶⁰⁾

さて、労働者会議所と労働組合は労働者の利益を代表する組織であり強い協力関係にあり、それぞれが取り組むべき任務には共通する点もあるが、緩やかな役割分担を見ることができ(図2参照)。第一に、労働組合が労働者の職業上の利益を代表するのに対して、労働者会議所はそれを超えて生活全般について労働者の利益を代表する。⁽⁶¹⁾ すなわち、労働組合がもっぱら労働に関する事項を取り扱うのに対して、労働者会議所は教育や文化、環境保護、消費者保護、健康保障など、労働者の生活に関するさまざまな事項をもその対象としている。第二に、労働組合が使用者ないし使用者集団に対する労働者の代表者として位置づけられるのに対して、労働者会議所は国に対して労働者の利益を代表する組織と位置づけられる。それゆえ、団体行動権や

争議権など使用者に対抗する権利が、労働者会議所に認められる余地はない。第三に、まったく個別的な労働問題については、団結・集団を前提とする労働組合よりも、労働者会議所の方が問題解決になじむ。

五 おわりに

オーストリアでは第二次世界大戦後、強力な社会的パートナーシップのもと、労働組合総同盟と労働者会議所によって労働者の利益が代表されてきた。これらのオーストリアに独特な労働者利益代表制度は、労働者の団結の自由を十分に尊重していないようにも見える。すなわち一方で、憲法上団結の自由が保障されているとはいえ、労働組合総同盟が事実上唯一の組合である以上、労働者に労働組合選択の自由はない。理論上は新たな労働組合を結成することも可能であるが、実現可能性はきわめて乏しい。他方で、団結の自由とはむしろ相容れないものとしての労働者会議所の存在がある。すべての労働者は労働者会議所への加入が義務づけられ、一定の者を除き会費を負担する義務をも負う。労働組合も労働者会議所も民主的に運営されているとはいえ、これらが中央集権的性格を多分に帯びていることは否定できない。

ドイツのように、労働者利益代表が使用者と対抗することによって、労働条件の維持・向上を図り、労働者の生活を改善するという方法は、おそらく労働組合運動の基本パターンであるが、オーストリアはこのような方法をとっていない。労働組合が争議権を行使することもほとんどなく、むしろ労働者利益代表がインフォーマル・フォーマルに立法や行政に影響力を行使することによって、労働者の地位の向上が図られている。オーストリアでこれが可能となっているのは、第二次世界大戦後の特殊な経済・社会事情と強力なパートナーシップの形成、対話と交渉を重んじ妥協と利益調整を追求する政治風土、比較的安定した中道左派政権、さらには首都一極集中型の小⁶²⁾

国であることも影響しているように思われる。

したがって、本稿で考察したオーストリアの労働者の利益代表制度を日本のそれと単純に比較分析することは適当でない。とはいえ労働者利益代表のあり方を検討する際に、オーストリアのような労働者利益代表も存在すること、そしてそれが現実に機能していることを知るのは重要である。これに加えて、一で述べたようにオーストリア労働法の理解のために、本稿の意義があると考ええる。

※ 本稿は、日本学術振興会平成二二年度特定国派遣研究者として支援を受けた、成果の一部である。

- (1) 西村健一郎「オーストリア労働法の概要とその特色」下井隆史他編訳『オーストリア労使関係法』（信山社、一九九二年）二二七頁。
- (2) ドイツの労働組合と事業所委員会の意義や機能について述べた論文は多数あるが、比較的最近のものとして、ベルント・ヴァース「ドイツにおける労使関係の分権化と労働組合および従業員代表の役割」日本労働研究雑誌五五五号（二〇〇六年）一一頁以下、緒方桂子「ドイツにみる労働組合機能と従業員代表機能の調整」季刊労働法二一六号（二〇〇七年）六六頁以下。オーストリアの労働組合、事業所委員会については、フランツ・シュランク「企業レベルの労使関係」下井隆史他編訳『オーストリア労使関係法』（信山社、一九九二年）三二頁以下、ゴットフリート・ヴィンクラ「全国レベルの労使関係」同書六二頁以下、西村・前掲注（1）二二三頁以下を参照。
- (3) ドイツについて、ヴァース・前掲注（2）一一頁、オーストリアについて、シュランク・前掲注（2）三二頁。
- (4) 労働者会議所の正式名称は、「現業労働者（Arbeiter）・職員（Angestellte）会議所」である。原語に忠実であれば略称（Arbeiterkammer）は「現業労働者会議所」とすべきであるが、実態を鑑みて労働者会議所の訳語をあてる。本稿で「労働者」として想定しているのは、現業労働者・職員の双方を含む被用者全体であり、Arbeitsnehmer に相当する。
- (5) テオドル・トーマンドル「オーストリア労働法の歴史的發展と基本的構造」下井隆史他編訳『オーストリア労使関

係法』(信山社、一九九二年)九頁以下。

- (9) Mayer-Maly, *Entwicklungstendenzen des österreichischen Arbeitsrechts, in Tomandl (Hrsg.), Standort und Entwicklungstendenzen des Arbeitsrechts*, 1981, S. 9.
- (7) ゲルハルト・エアシュニック「オーストリアにおける社会的パートナー制」労働法律旬報一四五六号(一九九九年)四〇頁。
- (8) BGBL. I Nr. 2/2008.
- (9) Salurn, „Der Begriff der Sozialpartnerschaft nach der verfassungsrechtlichen Verankerung in Art 120a Abs 2 B-VG“, JRP 2010, S. 33ff.
- (10) Salurn (Anm.9), S. 34.
- (11) Tälös, *Sozialpartnerschaft*, 2008, S. 10.
- (12) Tälös (Anm.11), S. 9.
- (13) Tälös (Anm.11), S. 20.
- (14) ヴィンクラー・前掲注(2)七〇頁。
- (15) Tälös (Anm.11), S. 21.
- (16) Tälös (Anm.11), S. 24.
- (17) Tälös (Anm.11), S. 29.
- (18) エアシュニック・前掲注(7)四五頁、Kienzl, *Sozialpartnerschaft*, 2005, S. 42.
- (19) 現在は、経済・社会問題審議会、国際問題部会、賃金部会、競争・物価部会の四つが設置されている。http://www.sozialpartner.at/sozialpartner/Sozialpartnerschaft_mission.de.pdf
- (20) エアシュニック・前掲注(7)四六頁以下、Karhofer/Tälös, „Sozialpartnerschaft am Abstieg“, in Tälös (Hrsg.), *Schwarz-Blau*, 2006, S. 102.
- (21) 労働者会議所選挙の投票率は、六三％(一九八四年)↓四九％(一九八九年)↓三二％(一九九四年)に、商工会議所選挙の投票率は、七〇％(一九八五年)↓六二％(一九九一年)↓五二％(一九九五年)に低下した。Tälös (Anm.11), S.

77. なお四(2)のとおり、労働者会議所選挙の投票率は一九九九年にいったん回復する。
- (22) Karlsrufer/Talos (Ann.20), S. 106.
- (23) Karlsrufer/Talos (Ann.20), S. 110, 112. Talos, „Politik in Schwarz-Blau/Orange. Eine Bilanz“ in Talos (Hrsg.), Schwarz-Blau, 2006, S. 336.
- (24) Karlsrufer/Talos (Ann.20), S. 108.
- (25) Talos (Ann.11), S. 115.
- (26) http://www.sozialpartner.at/sozialpartner/Sozialpartnerschaft_mission_de.pdf
- (27) オーストリアにおいては、連邦憲法のほか、欧州人権条約、国家基本法などが、憲法(広義)にあたる。
- (28) EGMR, Urteil vom 12.11.2008, Urteil vom 21.4.2009. Wedl, „Neues aus der Judikatur des EGMR zu gewerkschaftlichen Grundrechten“, DRdA 2009, S. 458ff.
- (29) ヴィンクラー・前掲注(2)六三三頁。雇用されている薬剤師、歯科技工士など一部の職種については、労働組合総同盟の外に労働組合が結成されていない。
- (30) Foglar/Achitz, Pressekonferenz nach dem ÖGB-Bundesvorstand, 2009, S. 7.
- (31) Tomandl, Arbeitsrecht I, 6. Aufl., 2008, S. 29.
- (32) [http://www.oegfb.at/servelet/ContentsServer?pagename=OEGBZ/Page/OEGBZ_Index&n=OEGBZ_2_ホームページ・前掲注\(一\)四一頁。](http://www.oegfb.at/servelet/ContentsServer?pagename=OEGBZ/Page/OEGBZ_Index&n=OEGBZ_2_ホームページ・前掲注(一)四一頁。)
- (33) <http://wko.at/statistik/Extranet/Langzeit/lang-streiks.pdf>
- (34) ヴィンクラー・前掲注(二)六三三頁。
- (35) エアシュニッゲ・前掲注(7)四二頁。
- (36) たとえば、労働者会議所法により、連邦労働者会議所に「使用者側の」労働協約締結能力が与えられている。これは労働者会議所に雇用される労働者との関係で必要となる。また、民営化や独立行政法人化の過程で、雇用市場サービス、オーブストリアポスト(郵便)、テレコム社、大学連合などに、特別法により使用者側の労働協約締結能力が付与された。
- (37) 使用者側に任意加入の職業団体は存在するが、労働協約締結は商工会議所に委ねている。エアシュニッゲ・前掲注

(7)四二頁。

(38) 労働協約の空間的適用領域を一つの企業に限定すること（企業別協約）も可能であるが、これについては、労働協約締結当事者が特定の企業（使用者）に不利になるよう労働協約を締結するおそれがあるといった、理論上の問題も指摘される⁹⁰。Tomandl (Ann.31), S. 147.

(39) SGBI. Nr. 100/1920.

(40) Pellar: Die Kammern für Arbeiter und Angestellte, 2007, S. 4.

(41) BGBI. Nr. 95/1945.

(42) BGBI. Nr. 105/1954.

(43) BGBI. Nr. 626/1991.

(44) ヴィンクラー・前掲注(2)六一頁。

(45) 選出される代議員数は、各州の労働者会議所で異なる。最多がウィーン（州）の一八〇名、最も少ないのがブルゲンラント州の五〇名である（労働者会議所法四七条一項）。

(46) 実際に、申し出をして選挙人名簿に登録される者は、該当者の一〜二割にすぎない。

(47) Pellar (Ann.40), S. 34. もちろん国政選挙に比べると規模は小さい。二〇〇九年の労働者会議所の選挙人数が、約一六八万人であったのに対し、二〇一〇年の連邦大統領選挙の選挙人数は、約六三三万人であった。

(48) エアシュニッグ・前掲注(7)四七頁。

(49) ちなみにオーストリアではこれまで国政選挙の投票率は高水準を維持してきた。二〇〇四年の連邦大統領選挙の投票率は七一・六％、二〇〇八年の国民議会選挙の投票率は七八・八％であった。しかし、二〇一〇年の連邦大統領選挙の投票率は、五三・六％にまで落ち込んだ。

(50) <http://wien.arbeiterkammer.at/online/ak-wien-in-zahlen-7432.html>

(51) 二〇一〇年九月に実施したウィーン労働者会議所でのインタビューによる。会費免除者には、週一日しか働かない者や学生アルバイトが含まれることが予想されるが、これらの者には深刻な労働問題が起きにくいいため、労働者会議所としても特段の対処をする必要がなく、したがって会費を免除することによる支障は感じられないとのことであった。

- (52) <http://wien.arbeiterkammer.at/online/ak-wien-in-zahlen-7432.html>
- (53) 会費は社会保険料とともに賃金から控除され、しかも給与明細に内訳が示されないことが一般的であることから、多くの労働者は実際の会費額を知らないであろうし、また関心もないであろうということである。
- (54) <http://wien.arbeiterkammer.at/online/ak-wien-in-zahlen-7432.html>
- (55) ウィーン労働者会議所では、二〇〇九年に三十七万七千件の法的助言を行ったが、電話相談が三〇万四千件、面談が六万三千件で、文書相談はわずか一万件であった。 <http://wien.arbeiterkammer.at/online/ak-wien-in-zahlen-7432.html>
- (56) ウィーン労働者会議所でのインタビューによる。
- (57) ただし、自由就業者を含めた人数である。 http://www.statistik.at/web_de/statistiken/arbeitsmarkt/erwerbstatus/erwerbspersonen/023375.html
- (58) ヴィンクラー・前掲注(2)六三頁も、「競争はなく、自覚的な役割分担が存する」と述べる。役割分担については図2を参照。
- (59) Pellar (Anm.40), S. 23.
- (60) ウィーン労働者会議所でのインタビューによる。
- (61) Pellar (Anm.40), S. 22.
- (62) 政治・経済がウィーンに集中していることに加え、面積ではオーストリア全土の二〇〇分の一を占めるにすぎないウィーンにオーストリア人口の五分の一が集中している。